

情報経営イノベーション専門職大学
グレード・ポイント・アベレージに関する規程

令和2年9月30日制定

令和6年3月31日改正

令和7年3月31日改正

情報経営イノベーション専門職大学規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定め、厳格かつ適正な成績の評価を通じて、教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「GPA」とは、各授業科目の成績の評価に応じたグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの計算に用いる授業科目は、本学が開設するすべての授業科目とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する授業科目は、GPAの計算から除外する。

- (1) 他大学等において履修し、本学が単位を認定した授業科目
- (2) 学部の履修規程による履修登録の取下げが認められた授業科目
- (3) 成績の評価がなされていない授業科目
- (4) その他 GPA の計算から除外するものとして学長が定める授業科目

(評価及びGP)

第4条 学部の履修規程による成績の評価に応じて与えられるGPは、次のとおりとする。

評価	評点	GP
S	100点から90点まで	4
A	89点から80点まで	3
B	79点から70点まで	2
C	69点から60点まで	1
D	59点以下	0
P	認定	対象外
W	取下げ	対象外

(GPAの種類及び算出方法)

第5条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学期GPA」という。）

並びに当該年度における学修の状況及び成果を示す指標（以下「年度GPA」という。）並びに在学中の全期間における学修の状況及び成果を示す指標（以下「通算GPA」という。）の3種類とする。

2 学期GPA、年度GPA及び通算GPAを算出する計算式は、次に掲げるとおりとし、算出された数値の小数点以下第3位の値を四捨五入して小数点以下第2位までを表記する。

（1）学期GPAの計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{（当該学期の履修科目で得たGP} \times \text{当該授業科目の単位数）の総和}}{\text{（当該学期における履修科目の単位数の総和）}}$$

（2）年度GPAの計算式

$$\text{年度GPA} = \frac{\text{（当該年度の履修科目で得たGP} \times \text{当該授業科目の単位数）の総和}}{\text{（当該年度における履修科目の単位数の総和）}}$$

（3）通算GPAの計算式

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{（在学全期間の履修科目で得たGP} \times \text{当該授業科目の単位数）の総和}}{\text{（在学全期間における履修科目の単位数の総和）}}$$

（再履修科目の取扱い）

第6条 不合格となった授業科目を再履修した場合、再履修前の不合格の評価についてもGPAの計算に含める。

（成績証明書への記載）

第7条 GPAは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、学長は、成績証明書の交付を申請した者がその目的を達成するために必要があると認めるときは、成績証明書にGPAを記載することができる。

（GPAの利用）

第8条 本学は、GPAを次に掲げる事項に利用することができる。

- （1）成績優秀者に対する奨学金、授業料減免等に関すること。
- （2）情報経営イノベーション専門職大学学則（以下「学則」という。）第40条第3項の規定による所定の単位を優れた成績をもって修得した学生に対する履修科目の登録に関

すること。

(3) 学生の表彰に関すること。

(4) 学則第55条第3項第2号の規定による学力劣等で成業の見込みがないと認められた者に対する懲戒に関すること。

(5) 学生の臨地実務実習に係る授業科目の履修に関すること。

(6) 教育課程の編成及び円滑かつ効果的な実施のための資料の作成、分析等に関すること。

(7) その他教育課程の編成及び実施並びに学生の教育指導に関すること。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年9月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。